



山形県公報

平成27年12月11日（金）
第2705号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…1463
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（置賜総合支庁西置賜農村整備課）…1464
- 歳入の収納の事務の委託契約の解除……………（林業振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…1465
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…1466
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…同
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…1467
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…1468
- 同……………（同）…1469
- 同……………（同）…1470
- 同……………（同）…1471
- 同……………（同）…1472
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…1473

告 示

山形県告示第1021号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
極楽麦酒本舗合同会社 米沢市中央二丁目3番18号	コスモス学園 米沢市中央二丁目6番18号	児 童 発 達 支 援	平成27.12. 1

山形県告示第1022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営浅立地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉村美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

平成27年12月11日から平成28年1月14日まで

4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第1023号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次の者に委託した山形県林業・木材産業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成27年11月30日に解除した。

平成27年12月11日

山形県知事 吉村美栄子

名 称	住 所
金山町森林組合	最上郡金山町大字山崎34番地5

山形県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年12月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉村美栄子

1 道路の種類 県道

2 路線名 樽石基点線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字長善寺字堰根415番8から 同 本郷23番4まで	旧	74.0メートル } 15.0	メートル 650
同 上		56.0メートル } 11.0	メートル 627
同 上	新	56.0メートル } 11.0	同 上

山形県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年12月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 樽石基点線
- 2 供用開始の区間 村山市大字長善寺字堰根1811番2から
同 1812番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月11日

山形県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 原中川停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市小岩沢字村東697番1から 同 水上1517番2まで	旧	9.2メートル } 6.8	メートル 47
同 上		9.2メートル } 6.6	メートル 70
同 上	新	9.2メートル } 6.8	メートル 47

山形県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曾根字上中割73番3から 同 下中割172番まで	旧	10.2メートル } 7.8	メートル 83
同 上	新	43.8メートル } 14.2	同 上

山形県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曾根字郷野目端19番2から
同 67番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月11日

山形県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田遊佐線
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曾根字上中割73番3から
同 下中割172番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月11日

山形県告示第1030号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山辺町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
(2) 名称 山辺町公共下水道
(最上川流域下水道（山形処理区）山辺町流域関連公共下水道)
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成元年7月28日から平成33年3月31日まで

山形県告示第1031号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高島町役場において縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第326号
- 2 指定の場所 東置賜郡高島町大字山崎字八反場214-1の一部、214-4の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル
延長33.93メートル
- 4 指定年月日 平成27年12月2日

山形県告示第1032号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

酒田支店	中町二丁目6番 17号	〃	〃
酒田北支店	千日町19番11号	〃	〃

を

酒田支店	中町二丁目6番 17号	〃	〃
------	----------------	---	---

に、

酒田支店酒 田千石町出 張所	〃	〃	〃
----------------------	---	---	---

を

酒田支店酒 田千石町出 張所	〃	〃	〃
酒田北支店	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成27年12月14日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人斜平山保全活用連絡協議会
 - (2) 代表者の氏名
竹田 昭弘
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市大字川井2055番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、米沢市民をはじめとする人々に対して、斜平山及びその他の里山に触れ自然の素晴らしさや美しさ、歴史や文化を伝える事業を行い、斜平山及びその他の里山の保全と活用に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん南尾花沢店

尾花沢市上町三丁目2708の3番地外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	尾花沢市横町一丁目9番39号	二 藤 部 洋

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	尾花沢市横町一丁目9番39号	二 藤 部 洋
株 式 会 社 薬 王 堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	西 郷 辰 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋
株 式 会 社 薬 王 堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	西 郷 辰 弘

3 変更年月日

平成22年8月1日

4 届出年月日

平成27年11月18日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月11日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに尾花沢市役所において平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 おーばん南尾花沢店
 尾花沢市上町三丁目2708の3番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号
 代表取締役 二藤部洋

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後11時
株式会社薬王堂	午前9時	午後9時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後11時
株式会社薬王堂	午前8時	午後9時50分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで
 (変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで

- 4 変更年月日
 平成27年11月19日
- 5 届出年月日
 平成27年11月18日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん村山店

東根市温泉町三丁目14番11号外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	尾花沢市横町一丁目9番39号	二 藤 部 洋

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	尾花沢市横町一丁目9番39号	二 藤 部 洋
株 式 会 社 薬 王 堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	西 郷 辰 弘
未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 お ー ば ん	天童市東長岡二丁目6番13号	二 藤 部 洋
株 式 会 社 薬 王 堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1	西 郷 辰 弘
未 定		

3 変更年月日

平成22年8月1日

4 届出年月日

平成27年11月18日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん村山店

東根市温泉町三丁目14番11号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号

代表取締役 二藤部洋

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後10時
株式会社薬王堂	午前9時	午後9時
未定	午前9時	午後9時

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後10時
株式会社薬王堂	午前8時	午後9時50分
未定	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から午後10時30分まで

（変更後） 午前7時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成27年11月19日

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成28年4月11日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん新東根店
東根市中央一丁目9番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号
代表取締役 二藤部洋

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後11時
株式会社薬王堂	午前9時	午後9時

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社おーばん	午前9時	午後11時
株式会社薬王堂	午前8時	午後9時50分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前8時30分から午後11時30分まで
（変更後） 午前7時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成27年11月19日

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年4月11日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年12月11日

山形県村山総合支庁長 加 藤 祐 悦

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,491,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係
山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8186
- 3 落札者を決定した日 平成27年11月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社山形ごぼう商會 寒河江市中央工業団地163番地
- 5 落札金額 1キログラム当たり17.8092円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年10月2日

平成27年12月11日印刷
平成27年12月11日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056